

限度額適用認定証をご提示ください

高額療養費制度とは？

入院により、診療費用が高額になる場合、保険証と合わせて「限度額適用認定証」を提出いただくことで、多額な現金の支払いが軽減され、自己負担限度額までとなります。

平成30年8月からの上限額
【70歳未満の方】

※限度額適用認定証をご提示いただくと下記の上限度額となります。

所得区分	自己負担限度額(月額3回目まで)	自己負担限度額(月額4回目以降) 多数該当
区分ア 標準報酬月額 83万円	252,600円＋ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
区分イ 標準報酬月額 53万～79万円	167,400円＋ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
区分ウ 標準報酬月額 28万～50万円	80,100円＋ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
区分エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円
区分オ 低所得者:住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

平成30年8月からの上限額
【70歳以上の方】

※高齢受給者証または、後期高齢者被保険者証をご提示ください。

非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証をご提示いただくと下記の上限度額となります。

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者Ⅲ 標準報酬月額83万円以上 で高齢受給者証の負担割合が3割	252,600円 ＋(医療費-842,000円)×1% 多数該当140,100円	
現役並み所得者Ⅱ 標準報酬月額53万円～79 万円で高齢受給者証の負担割合が3割	167,400円 ＋(医療費-558,000円)×1% 多数該当93,000円	
現役並み所得者Ⅰ 標準報酬月額28万円～50 万円で高齢受給者証の負担割合が3割	80,100円 ＋(医療費-267,000円)×1% 多数該当44,400円	
一般所得者	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯	8,000円	15,000円

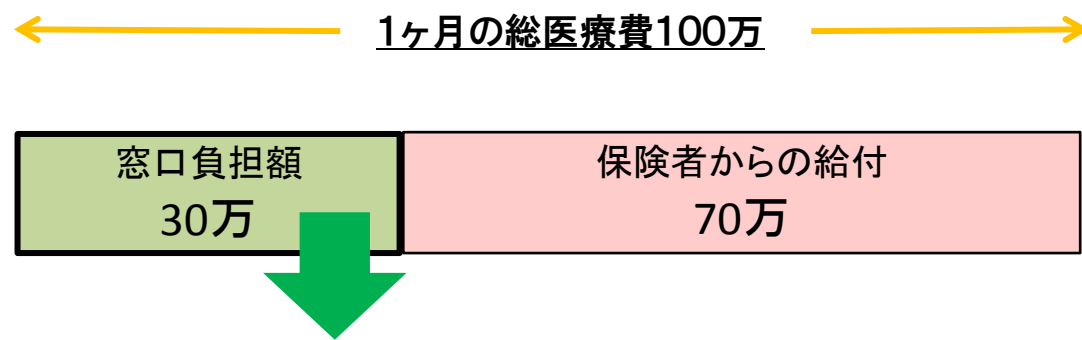
新たに「限度額認定証」を提示

「限度額適用認定証」をご提示いただくと支払い額が下記ようになります。



Aさん 65歳男性
入院期間:30日間
自己負担割合:3割
所得区分:エ
→1ヶ月の入院総医療費100万円

①限度額適用認定証のご提示がない場合

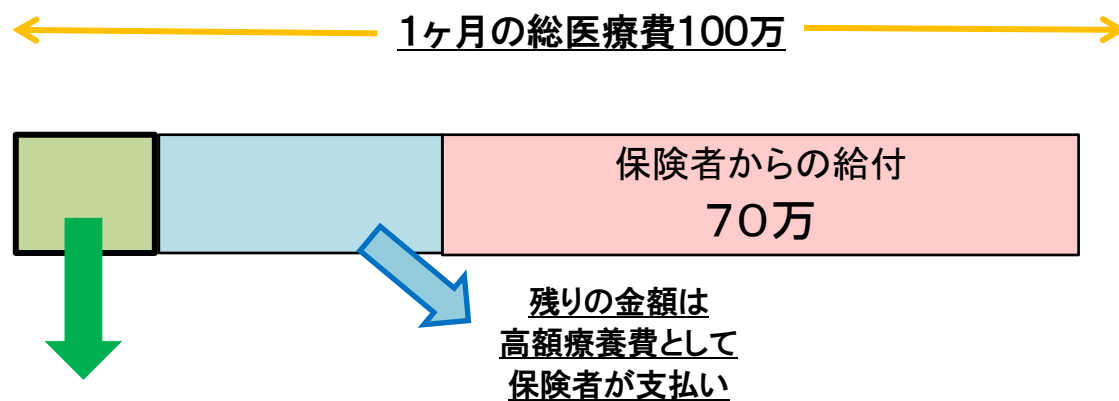


医療費自己負担額:30万円
食事一部負担(90食):4万1400円

【窓口支払い額合計】
34万1400円

※後日高額療養費の申請を行うことで、自己負担分を超えた金額の払い戻しを受けることができます。

②限度額適用認定証のご提示がある場合



医療費自己負担額:5万7600円
食事一部負担(90食):4万1400円

【窓口支払い額合計】
9万9000円

※適用となるのは医療費のみです。食事代・差額ベッド代・診断書代等は含まれません。また、1ヶ月ごとの計算となり、月をまたがる入院の場合には月ごとの計算となります。

限度額適用認定証の申請は患者さんご本人が加入されている保険者へ直接申請してください。

- ・国民健康保険 → 各市町村
- ・後期高齢者保険加入者 → 各市町村
- ・協会けんぽ加入者 → 各職場または協会けんぽ各支部
- ・組合保険、共済組合保険加入者 → 各職場または各組合保険